

2025年8月1日

ミャンマービジネスサポートデスク 西垣 充

## トランプ関税の影響について

ミャンマー国営紙「グローバル・ニュー・ライト・オブ・ミャンマー」が7月11日に報じたところによると、米国のトランプ氏からミャンマー国軍のミン・アウン・フライン最高司令官宛に書簡が届き、その中で米国が8月1日からミャンマーの対米輸出品に40%の関税を課す方針が記されていたとし、これに対しミャンマー側は、10～20%に軽減するよう提案したといわれています。一方で、これまで米国はミャンマーの軍政を正統な政府として承認していないとされてきた経緯がある中で、今回の「正式な書簡」に対して、ミャンマー側は「心からの感謝」をもって受け止めたと伝えられています。

## 海外労働許可証(OWIC)発給の現状

今年2月以降、「OWIC」(Overseas Worker Identification Card)の発給数が著しく減少しており、7月も発給数は制限が続いています。

「OWIC」は2012年に開始された制度で、労働省が求人票を確認し、送り出し機関に対して賃金や労働環境をチェックすることを目的として作られた制度と言われています。日本向け求人であっても、賃金が低い場合は受理されないなど、これまで一定の基準に基づく審査が行われてきました。

一方で、送り出し機関を必要としない「技術・人文知識・国際業務」の在留資格については、これまで「OWIC」取得については、あまり重視されてきませんでした。しかし、今回の「OWIC」発給規制により、この資格でも出国時に「OWIC」を提出することが厳格化されています。ただし、申請方法は2023年8月からは、「技実習」や「特定技能」とは異なり、在留資格認定証明書を取得後に「OWIC」を個人が申請する流れとなっており、本来の目的である「労働環境チェック」とは乖離してきています。手続きが異なるという背景もあり、7月に日本向けで発給された「OWIC」のうち半数は「技術・人文知識・国際業務」の資格保持者となっているようです。

「OWIC」の有効期限は5年間で、在外公館での更新は不可、本国への帰国が必須です。しかし、現在は母国に戻っても「OWIC」がいつ再発給されるのか不透明な状況にあり、日本で就労中のミャンマー人の多くは更新のために帰国できない状態となっています。加えて、在外公館でも可能なパスポート更新時には「OWIC」が不要なことから、「OWIC」制度の存在意義に疑問の声が上がっています。

こうした状況の中、「OWIC」を必要としない「留学」で海外に出国しようとする若者が急増しています。ヤンゴンにあるパスポート事務所の担当者によれば、『留学用のパスポートタイプ「PE」を新規申請する、または就労用タイプ「PJ」から「PE」への切り替え希望者が、今年6月以降急増している』とのこと。今後、日本への留学を希望するミャンマーの若者もさらに増加すると見込まれています。

以上